事業評価書(事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名) 介		介護認	忍定平準化研修事業
担当部局 • 課	主管部局・課		老健局老人保健課
	関係部局	引・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	9	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社
		会づくりを推進すること
施策目標	4	介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者へ
		の支援を図ること
	I	介護保険制度の適切な運営を図ること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)

要介護認定は、介護保険の給付の条件であることから、同じ状態にあるものは同じ要介護度となる客観性の確保が重要であるが、当該客観性を確保するためには、二次判定(介護認定審査会)が適切に行われる必要がある。しかしながら、一次判定結果(コンピューター)を二次判定で変更する割合は、地域(市町村)によって一様でない。

このため、本事業は、介護認定審査会委員長、合議体の長及びこれに準ずる委員並びに市町村職員を対象に、審査判定が困難な事例における審査会の進め方、事例の考え方等に関する研修を実施し、当該研修において、審査会の運営方法の確認、審査判定に迷う事例の検討等を行うことで、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差を是正し、もって要介護認定の客観性を確保するものである。

また、本事業は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)が実施する当該研修に対し、国が補助を行っているものである。

予算概算要求額 (単位:百万円)							
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8			
_	8 4	107	7 2	4 3			

(3) 問題分析

①現状分析

要介護認定は、コンピューターによる一次判定と、介護認定審査会による二次判定によって行われているが、一次判定結果を二次判定で変更する割合には、地域差があ

る。

なお、平成18年4月施行の介護保険制度改正に伴い、新たな要介護認定手法が導入されている(状態の維持・改善可能性に係る審査判定の導入等)。

②問題点

要介護認定における二次判定の判断基準は全国共通であるが、その解釈において地域差が生じている。

③問題分析

当該地域差を解消するため、要介護認定における二次判定の判断基準の解釈の平準 化に向けて、本事業による研修を通じ、各地域において困難事例の検討等の経験を蓄 積することが有用である。

④事業の必要性

要介護認定は、介護保険の給付の条件であることから、同じ状態にあるものは同じ 要介護度となる客観性の確保が重要であるが、当該客観性を確保するためには、特に 最終判定である二次判定(介護認定審査会)が適切に行われる必要がある。このため、 引き続き、本事業により、介護認定審査会委員長等に対する研修を実施することで、 事例の解釈を共通化し、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差を是正し、 もって要介護認定の客観性を確保する必要がある。

(4) 事業の目標

目標達成年度	_						
政策効果が発現する時期	実施以降、一定期間経過後に、随時効果						
			の発現が見込まれる。				
アウトプット指標	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	目標値/基準値	
研修受講者数		_	6,090	7,583	7,109	_	
(説明)			(モニタリングの方法)				
当該研修を受講した人数。			事業実績報告による。				

2. 評 価

(1) 必要性

17						
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他			
(理由)						
要介護認定は、介護保険の給付の条件であることから、本事業の	り実施に	こより	、全国			
一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、こ	二次判定	ミによ	る要介			
護度の変更割合に係る地域差の平準化を図ることには、一定の公益性がある。						
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他			
(理由)						
本事業は、都道府県等が実施する研修への補助を通じて、全国一律の基準に基づく						
客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、二次判定による要介護度の変更割合に係						
る地域差の平準化を図るものであり、国として実施する必要がある。						
民営化や外部委託の可否	可		否			

(理由)

本事業の補助の対象である都道府県等が実施する研修については、その内容等が都道府県等が直接に実施する研修と同等であると判断されるものについて、市町村等に実施を委託することは可能とするものとされており、外部委託により実施されている例もある。

(理由)

平成18年4月施行の介護保険制度改正に伴い、新たな要介護認定手法が導入されたことから、その手法に基づく客観的かつ公平・公正な要介護認定を担保するためにも、本事業は、引き続き実施していく必要がある。

(2) 有効性

政策効果が発現する経路

別紙参照。

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本事業により、介護認定審査会委員長等に対する研修を実施することで、事例の解釈を共通化し、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差が是正され、もって要介護認定の客観性を確保しているところである(平成18年7月末現在の報告データによると、平成15年度から平成18年度にかけて、例えば、重度変更率については2.8%の減少が見られている。)。これにより、ひいては介護保険制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となっている。

今後とも、引き続き本事業を実施することで、更なる効果の発現が見込まれる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

併行して、要介護認定の適正化に向けて、要介護認定実態調査事業等を実施している。

(3) 効率性

手段の適正性

本事業は、国及び都道府県等の適切な役割分担の下で、都道府県等が実施する研修 への補助を通じて、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差の平準化を図る ものであり、効率的で適正な手段である。

要介護認定は、介護保険の給付の条件であり、本事業の実施により、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差の平準化を図ることで、介護保険制度の客観性を確保し、ひいては介護保険制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となっていることから、費用面においても効率的である。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無

有 無

(有の場合の整理の考え方)

併行して、要介護認定の適正化に向けて、要介護認定実態調査事業等を実施している。

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

- ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 国において要介護認定調査検討会を開催し、学識経験者等の意見を参考にして、研
- 修の標準的テキストを作成している。 ②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
- ③総務省による行政評価・監視等の状況 なし。
- ④国会による決議等の状況 (警告決議、付帯決議等) なし。
- ⑤会計検査院による指摘 なし。

要介護認定円滑・適正実施推進事業イメージ

